

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鷲宮停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市鷺宮四丁目二六二二番二地先 から同市鷺宮四丁目二六二三番三 地先まで		区 間
一七・一九	七・九〇〇 一三・一一	敷地の幅員 (メートル)
三三・八五		延 長 (メートル)
		備 考